

伊豆沼・内沼研究報告 投稿規定

日本の湿地は、1960年代の高度経済成長以降、著しく減少、劣化しています。河川中流域にある低地湖沼の中で、宮城県北部にある伊豆沼・内沼は豊かな生物多様性を維持し、国内有数のガンカモ類の飛来地として知られています。伊豆沼・内沼は、国の天然記念物、国指定鳥獣保護区の指定に続き、1985年に国内2番目のラムサール条約の登録湿地の指定を受けました。地域住民、関係者等が一体となって協働的保全活動を行ってきた長い歴史をもつ湿地のひとつです。

(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団の活動理念は、こうした背景を受け、地域づくりと調和のとれた新しい形の伊豆沼・内沼サンクチュアリの創造に向けて、自然環境の保全や自然保護思想の普及、自然と人間のふれあいの場づくりなど、より積極的な活動を行い、地域振興に寄与するとともに地域と行政が一体となった伊豆沼・内沼自然環境の保全を推進することです。

その理念にもとづき、伊豆沼・内沼の保全対策の実効性を高めるためには、保全対策の基礎となる最新の調査・研究データを蓄積することが第一義的に重要と考えます。伊豆沼・内沼研究報告は伊豆沼・内沼を中心とした平野部の湿地に関する調査研究の成果を掲載し、日本の湿地生態系の将来にわたる保全対策の礎となることをめざします。

1:掲載する論文

伊豆沼・内沼および平野部の湿地の調査研究に関する論文を広く掲載します。

2:投稿資格

上記の範囲の論文の発表を希望する人はどなたでも投稿できます。原稿の著者は原則として個人名としますが、責任者名を付記して頂ければ団体名での投稿も受け付けます。

3:論文の作成方法

原則としてワードプロセッサで作成してください。作成方法については後述の「伊豆沼・内沼研究報告・原稿の書き方」に記してあります。

4:論文の取り扱い

投稿原稿の採否を含めてその取り扱いについては、原稿を投稿する人は編集委員会に一任するものとします。投稿された論文の掲載、配布の権利は(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団が保有します。本誌に掲載する全ての著作はセンターの公式 Web サイトと(国研)科学技術振興機構が運用する J-STAGE で一般に公開されることがあります。

(投稿先)

郵送の場合:〒989-5504 宮城県栗原市若柳字上畑岡敷味 17-2

(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

メールの場合:(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団宛(izunuma@circus.ocn.ne.jp)

2006年4月5日制定
2017年10月1日改訂
2018年10月13日改訂